平成２６年（フ）第１０号
北海道広尾郡広尾町公園通北２丁目12番地の３
破産者　伊勢真裕美（開始決定時の氏名岸田真裕美）
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
青森県三沢市泉町２丁目119番地115号
破産者　渡辺　史孝
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第３３号
秋田県大館市長走字陣場29番地１、前住所秋田県大館市清水１丁目１番102号
破産者　新沢　哲明
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第５２号
秋田県北秋田市綴子字太田屋敷後91番地２
破産者　齋藤　英勝
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第１８１９号
横浜市神奈川区白幡仲町３番４号　グレイスマンション301号、開始決定時の住所横浜市港北区篠原台町33番14
破産者　固武　征夫
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２００１号
横浜市鶴見区梶山１丁目25番21号、住民票上の住所横浜市港北区樽町４丁目５番17―205号
破産者　臼田　信夫
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９号
神奈川県藤沢市本藤沢３丁目５番15号　第三石原谷コーポ１Ａ
破産者　石川　勝彦（旧姓関口）
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１号
金沢市八日市３丁目26番地２
破産者　奥田　武司
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第2号
石川県珠洲市若山町中４の部18番地
破産者　作田　直栄
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第１５８号
静岡県富士市大淵4550番地の３
破産者　唐國　隆志
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１７６号
静岡県富士市前田854番地
破産者　持田　治善
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１５５号
静岡県富士市伝法1748番地の13、前住所静岡県富士市伝法1494番地の１
破産者　行木設備こと　行木　　進
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１７５号
静岡県富士宮市淀師136番地の２コフレアン305、前住所静岡県富士宮市淀師85番地の４エスポアールＢ201
破産者　板谷　雄久
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２０３号
静岡県富士市蓼原126番地の１、前住所静岡県富士市一色32番地の１
破産者　西澤　貴志
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３０３号
静岡県浜松市浜北区根堅2060番地
破産者　鈴木　康弘
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
兵庫県西脇市上野56番地　グリーンヘブン101号
破産者　吉田　修二
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第２０６号
徳島県板野郡藍住町矢上字原194番地９
破産者　日下　慶子
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７４号
徳島県板野郡上板町西分字滝ノ宮西10番地、旧住所徳島県吉野川市山川町諏訪356番地６
破産者　岡本　　敏
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８６号
愛媛県松山市立花４丁目５番62号、開始決定時の住所愛媛県松山市富久町351番地12
破産者　栗崎美代子
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６号
熊本県八代市高植本町1060番地16
破産者　岩崎　安治
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部